

法定調書の作成と提出

年末調整が終わりましたが、一息つく間もなく1月は税務が忙しくなってくる時期です。

令和8年1月末提出期限のものは「法定調書」、「償却資産申告書」、「給与支払報告書」等があります。その中で今回は「法定調書」について説明させていただきます。

法定調書と法定調書合計表

法定調書とは、給料、報酬、料金などの支払者がそれらの1年分の支払いについて、支払先の住所、氏名、支払金額などを、決められた様式に従って記載した書類を言います。これは税務署が適正な課税を確保することを目的に、支払の事実を掴むため提出を義務付けています。

法定調書は全部で60種類ありますが、全部は紹介できないので、一般的に会社が提出しなければならない主要な法定調書6種類について説明していきます。

1. 給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書

令和7年中に給与を支払った場合、すべての受給者について作成し、源泉徴収票を税務署に、給与支払報告書を市区町村に提出します。なお給与支払報告書は全員分の提出が求められます、源泉徴収票はその年の支払額によって、下記の通り、提出範囲が決められています。

区分	法人役員	一般社員	弁護士・司法書士・税理士等※
年末調整あり	150万円超	500万円超	250万円超
年末調整なし	50万円超	50万円超	50万円超
退職した年	50万円超	250万円超	250万円超

※弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、下記3「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。

～令和7年12月以降使用の「給与所得の源泉徴収票」～

特定親族特別控除の新設により、給与所得の源泉徴収票が変わりました。

特定親族特別控除の適用が、令和7年（2025年）12月からとなるため、基本的には「令和7年12月以後」になりますが、それ以前の使用も問題ないことが記載されています。

今回の様式の変更点は、主に以下のとおりです。

区分	令和6年分まで	令和7年分から
特定親族	記載欄なし	「特親の数」欄を新設
控除額	記載欄なし	「特定親族特別控除額」欄を新設
扶養人数	控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族等の数

令和7年分の年末調整においては、特定親族の判定もさることながら令和8年分の扶養控除等申告書の記載内容、特に特定親族のうち源泉控除対象親族となるものがいるかどうかの確認が、給与の源泉徴収の際に重要となります。

これまでと違うため、対象者への周知は非常に重要となります。

（引用：国税庁）

2. 退職所得の源泉徴収票と特別徴収票

令和7年中に法人の役員に対して退職手当等を支払った場合、源泉徴収票を税務署に特別徴収票を市区町村に提出します。提出期限はどちらも退職後1か月以内ですが、源泉徴収票は1月末日までにまとめて提出してもかまいません。尚、死亡退職による退職手当を支払った場合は書式が異なります。

3. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

弁護士や税理士といった士業を営む個人の方に報酬を支払った場合、また、原稿料や講演料を支払ったとき等にもこの支払調書を提出します。

但し、一定金額以下については提出する必要がなく、例えば、弁護士や税理士の報酬の場合は令和7年中の支払金額が5万円以下、社会保険診療報酬・外交員・ホステス等の場合は50万円以下であれば提出の必要がありません。

4. 不動産の使用料等の支払調書

不動産等の借受けの対価(家賃や駐車場代、更新料等)を支払った場合に提出します。

なお、同一人に対して令和7年中の支払合計額が15万円超の場合に提出します。

また、法人に支払った不動産の使用料等は権利金、更新料等のみ提出が必要となります。

5. 不動産の譲受けの対価の支払調書

不動産等を譲受け、対価を支払った場合。同一人に対して

令和7年中の支払合計額が100万円超の場合に提出します。

6. 不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

不動産等の売却や貸付のあっせん手数料の支払いをした場合。同一人に対して

令和7年中の支払合計額が15万円超の場合に提出します。

⑥ これらの法定調書を税務署に提出する際には、各法定調書の提出人数や合計金額を1枚にまとめた「法定調書合計表」という書類を添付しなければなりません。
また、提出する法定調書が1枚もない場合でも、「該当なし」と書いて提出しなければなりません。

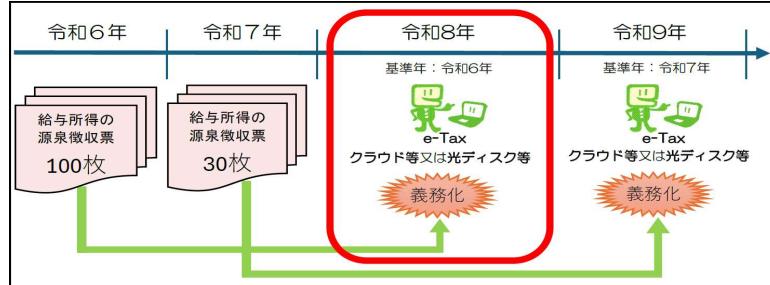
e-Tax、クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax等による提出が必要です。なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。

【令和9年1月以降に提出する法定調書について】

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が30枚以上である法定調書については、e-Tax等による提出が必要となります。令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

該当する法定調書は、画面での提出はできませんので、e-Tax等による提出のご準備が必要になります。



(引用:国税庁)

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。